

札幌市が実施する主要文化芸術事業の効果検証等業務

公募型企画競争 提案説明書

令和5年6月

札幌市市民文化局 文化部 文化振興課

# 目次

1	委託業務名	1
2	背景及び目的	1
3	契約概要	2
	(1) 契約方法	2
	(2) 告示日	2
	(3) 履行期間	2
	(4) 予算規模（契約限度額）	2
4	業務の内容	3
	(1) 調査・検証手法の検討	3
	(2) 調査・検証方針の策定	3
	(3) 調査の実施	3
	(4) 調査結果に基づく検証及び提言	3
5	企画提案を求める項目	4
	(1) 過去の業務実績等	4
	(2) 現時点で想定される調査・検証の手法等	4
	(3) 業務実施体制	4
	(4) 費用	4
6	参加手続に関する事項	5
	(1) 日程（予定）	5
	(2) 参加に必要な書類の提出	6
	(3) 質問の受付及び回答	7
	(4) 参加資格の確認	7
	(5) 参加資格の喪失	8
7	参加資格要件	8
8	審査及び契約候補者の選定	10
	(1) 評価・選考方法	10
	(2) 審査会（ヒアリング）	10
	(3) 選定結果の通知	11
9	企画提案者からの申立て	11
10	その他の留意点	11
11	問い合わせ先	12

## 【はじめに】

本業務は、令和5年第2回定例市議会における補正予算の成立を前提として実施するものであり、成立後の速やかな事業開始を企図して成立前に公募を行うものです。

業務の実施可否、予算規模、内容等に変更の可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

### 1 委託業務名

札幌市が実施する主要文化芸術事業の効果検証等業務

### 2 背景及び目的

本市では、文化芸術振興に係る総合的な計画として「札幌市文化芸術基本計画」（以下「計画」という。）を策定しており、現行の第3期計画が令和5年度をもって計画期間を満了することから、同年度内に次期計画の策定作業を進めることを予定している。

これまでの計画では、鑑賞機会の確保や人材育成など文化芸術振興において欠かすことのできない施策を総合的に推進し、本市の文化芸術を一定の水準まで発展させてきた。しかし、次期計画の策定及び推進に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変化や新たな課題等にも対応しつつ、市民に有益な文化芸術施策のさらなる充実を図るためには、主要な文化芸術事業の社会的効果や課題等を適切に把握し、より実効性の高い事業へと改善を重ねていく必要がある。

一方、パシフィック・ミュージック・フェスティバル札幌（以下「PMF」という。）は世界の若手音楽家の育成と音楽芸術の普及・発展などを目的とした国際教育音楽祭であり、30年以上続く本市を代表する文化芸術事業である。

PMFはこれまで3,000名を超える若手音楽家を世界中に輩出するとともに、市内外に広く鑑賞の機会を提供するなど、世界と地域双方における音楽芸術の普及・発展に貢献してきた。しかし、限られた資源の下、地域により大きな利益をもたらす事業へとPMFをレベルアップさせていくためには、現状においてPMFが有する社会的効果を適切に分析し、中長期的な展望も視野に入れた事業検討を進める必要がある。

本業務は、本市主要文化芸術事業に係る検証の一環としてPMFの事業効果を検証することで、PMFのさらなるレベルアップを目指すとともに、次期計画の効果的な推進を図るものである。

### 3 契約概要

#### (1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

※ 具体的な契約内容は契約候補者と札幌市の交渉を通して決定するものとし、協議が整った場合に随意契約にて契約を締結する。その手続きについては札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

※ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、選考において次点とされた者と交渉する場合がある。

#### (2) 告示日

令和5年6月15日（木）

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和5年12月28日（木）まで

#### (4) 予算規模（契約限度額）

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とする。

※ 上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※ 本業務は令和5年第2回定例市議会における補正予算の成立を前提に実施するものであり、予算規模や内容等に変更が生じる場合がありますので留意願います。

## 4 業務の内容

受託者は、上記「2 背景及び目的」を踏まえ、以下本件業務の遂行に当たること。

### (1) 調査・検証手法の検討

- ・ 受託者は、PMFの事業性質や現状の客層、クラシック音楽の分野的特性、過去の統計的情報などを踏まえ、PMFの事業効果や課題を適切に把握するための調査・検証の手法を検討すること。
- ・ 調査・検証は、受託者の主観的評価に偏らず、数値データや第三者から聴取した意見などの客観的情報と、論理的かつ中立的な考察に基づき行うものとする。
- ・ 調査・検証に当たっては、必要に応じ、他の地域における類似事業の情報や、信頼性の高い既存の調査結果などを活用することは差し支えない。
- ・ 調査・検証の手法を検討するに当たっては、特に下記①～③の視点も考慮すること。
  - ① 札幌市民及び域外者の意識
  - ② 国内もしくは海外の音楽事業との比較
  - ③ 事業の背景となるクラシック音楽分野の現状及び趨勢

### (2) 調査・検証方針の策定

上記(1)の検討内容に基づき、委託者と協議の上、本業務における調査・検証の方針を策定すること。

### (3) 調査の実施

- ・ 上記(2)において策定した方針に基づき、必要な調査を実施すること。
- ・ 調査を実施する中で、新たな調査項目の追加や調査方法の変更など、(2)で策定した調査・検証方針に修正を加える必要が生じた場合は、委託者と協議の上、本業務の主旨及び契約時の仕様に反しない範囲で修正を行うこと。

### (4) 調査結果に基づく検証及び提言

- ・ 上記(3)の調査結果に基づき、論理的かつ十分な検証を行い、PMFの事業効果や課題について分析・総括すること。
- ・ 最終的な検証結果に基づき、4～5年程度の中期的視点及び10年以上の長期的視点から、下記①～③の事項を主として今後のPMFの事業方針に係る提言を行うこと。

- ① 今後の事業スキーム、事業展開
  - ② 主にターゲットとすべき来場者等の客層
  - ③ 資金調達の方法
- ・ 以上の業務による検証結果及び提言を業務報告書として取りまとめ、委託者へ納品すること。

## 5 企画提案を求める項目

### (1) 過去の業務実績等

- ・ 国、都道府県又は市町村において実施した類似業務の主な受託実績
- ・ 上記実績を素地として、本業務に生かすことができる提案者の強み

### (2) 現時点で想定される調査・検証の手法等

上記「4 業務の内容」に示した事項を前提として、現時点で想定される調査・検証の手法及び想定スケジュールを示すこと。

### (3) 業務実施体制

上記(2)の提案内容を前提として業務を実施するために必要な人員等の実施体制を示すこと。

### (4) 費用

上記(2)の提案内容を前提として業務を実施する場合に要する委託費及びその内訳を示すこと。

## 6 参加手続に関する事項

### (1) 日程（予定）

内容	日程
企画提案の公募開始	令和5年6月15日（木）
質問の受付期限	令和5年6月30日（金）17時 <b>必着</b>
企画提案書等の提出期限	令和5年7月7日（金）17時 <b>必着</b>
参加資格の確認	令和5年7月10日（月）
審査会（ヒアリング）	令和5年7月18日（火）午前予定
契約締結	令和5年7月下旬

(2) 参加に必要な書類の提出

ア 提出書類

書類名	必要部数（紙面）	備考
全ての企画提案者が提出を要する書類		
参加意向申出書 （様式1）	1部	
企画提案書	10部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様式は問わない。</li> <li>● A4判・長編綴じ、添付資料等を含めて最大15ページ。</li> </ul>
参考見積書	10部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様式は問わない。</li> <li>● 積算の根拠がわかるよう記載すること。</li> </ul>
札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者のみ提出を要する書類		
登記事項証明書	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全部事項証明書又は現在事項証明書</li> <li>● 参加意向申出書提出日から3か月以内に発行されたもの</li> <li>● 写しの提出も可。</li> </ul>
財務諸表	各1部	直前2期分の貸借対照表及び損益計算書
市区町村税の納税証明書	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本店所在地の市区町村長が発行する納税証明書</li> <li>● 参加意向申出書提出日から3か月以内に発行されたもの</li> <li>● 写しの提出も可。</li> </ul>
消費税及び地方消費税の納税証明書	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本店所在地を所管する税務署から交付される納税証明書</li> <li>● 参加意向申出書提出日から3か月以内に発行されたもの</li> <li>● 写しの提出も可。</li> </ul>
申出書（様式2）	1部	



## イ 提出方法

- ・ 上記アに示した書類のうち、全ての企画提案者が提出を要する書類（参加意向申出書、企画提案書、参考見積書）については、指定部数の紙面及びPDF形式の電子データ（CD、DVD又はUSBスティックメモリに格納）を、郵送又は持参により提出すること。
- ・ 上記アに示した書類のうち、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者のみ提出を要する書類については、各1部の書面を郵送又は持参により提出すること。

## ウ 提出期限

令和5年7月7日（金）17時必着

## エ 提出先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階  
札幌市 市民文化局 文化部 文化振興課 企画係  
担当：工藤

## (3) 質問の受付及び回答

- ・ 質問がある場合は、質問書（様式3）に簡潔に記載の上、令和5年6月30日（金）までに持参、郵送、FAX又は電子メールにより下記へ提出すること。（持参による場合、受付時間は月曜日～金曜日（祝日を除く）の9時00分～17時00分）  
【郵送・持参】 企画提案書等と同様  
【FAX】 011-218-5157  
【電子メール】 [bunka@city.sapporo.jp](mailto:bunka@city.sapporo.jp)
- ・ 質問に対する回答は、電子メールにより質問書の提出者に随時回答するほか、企画提案を受ける上で広く周知すべきと判断されるものについては市公式ホームページ上に掲載する。（質問者名は公表しない。）

## (4) 参加資格の確認

企画提案書等の提出期限経過後、下記「7 参加資格要件」に基づき参加資格の確認を行い、適格と判断されたものについて札幌市が実施する主要文化芸術事業の効果検証等業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）が提案内容の審査を行う。

なお、確認の結果、参加資格を満たさないことが判明した場合には、参加意向申出者宛てに通知する。

#### (5) 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- ・ 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- ・ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ・ 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

## 7 参加資格要件

下記(1)及び(2)の双方を満たすとともに、下記(3)又は(4)のいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 本企画競争において、事業共同組合等の組合と当該組合員等が同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）など経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。ただし、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 上記(3)を満たさない場合には、以下のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）

の代表者、申請者が団体である場合は代表者又は理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

- ④ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実があった後、既に3年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けた者については、この限りでない。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- ⑦ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- ウ 直前1期の決算（当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がない者
- エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

## 8 審査及び契約候補者の選定

### (1) 評価・選考方法

- ・ 実施委員会の各委員が採点を合計する総合点数評価とする。
- ・ 最低基準点を満点の6割とし、これに満たない場合は契約候補者とししない。
- ・ 評価対象は提出された企画提案書及び参考見積書と、後述するヒアリングの内容とする。
- ・ 評価項目及び基準は別添「評価基準表」のとおりとする。
- ・ 最も点数が高い同点の企画提案者が2者以上あった場合、評価項目の「2. 企画提案内容」の評価点の合計が高い者を選定する。「2. 企画提案内容」の評価点の合計も同点の場合は、同点となった企画提案者を対象としたくじ引きにより選定する。
- ・ 企画提案者が1者であっても審査を実施し、最低基準点を超えた場合は契約候補者として選定する。

### (2) 審査会（ヒアリング）

#### ア 日時

令和5年7月18日（火）午前（予定）

※ 詳細な時間については令和5年7月14日（金）正午までに個別に通知する。

#### イ 場所

札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北1条西2丁目）又はその周辺を想定

※ 詳細な会場は令和5年7月14日（金）正午までに別途通知する。

#### ウ 出席方法

直接来場のほか、Zoomを用いたオンライン参加も可とする。

※ Zoomによる参加を希望する場合は、事前準備・調整のため、企画提案書等

の提出期限までに担当部局へ申し出ること。

※ Zoomによる参加を希望する場合は、事前に接続テストへの協力を要請する  
場合がある。

エ 出席者

総括責任者を含む最大2名までとする。

オ 実施方法

- ・ 1企画提案者当たり20分（提案説明10分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に実施する。
- ・ 提案説明は、事前に提出した企画提案書に基づき説明すること。当日の追加資料の提出・使用は認めない。

(3) 選定結果の通知

- ・ 審査及び選定の結果は、速やかに企画提案者全員に対して文書により通知する。
- ・ 選定の結果に対する質問については、通知日から起算して10日以内に文書により担当部局へ提出すること。

## 9 企画提案者からの申立て

- ・ 本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。
- ・ 企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

## 10 その他の留意点

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の企画提案書等の提出、再提出、差し替えは認めない。
- (3) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

- (4) 企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属する。
- (5) 企画提案者は札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (6) 企画案の利用について第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 11 問い合わせ先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階

札幌市市民文化局文化部文化振興課企画係

担当：工藤、嶺

TEL：011-211-2261

FAX：011-218-5157

MAIL：bunka@city.sapporo.jp